

主な改正点は、次のとおりです。

第1 法人税基本通達関係

受取配当等の益金不算入（改正）

平成27年度税制改正において、受取配当等の益金不算入の対象となる株式等の区分及び益金不算入割合が改正され、それぞれ次のとおりとされました。

〔株式等の区分〕	〔益金不算入割合〕
① 完全子法人株式等（株式等保有割合100%）	100%
② 関連法人株式等（株式等保有割合3分の1超100%未満）	100%
③ その他の株式等（株式等保有割合5%超3分の1以下）	50%
④ 非支配目的株式等（株式等保有割合5%以下）	20%

(注) 上記の株式等のうち、②の株式等の益金不算入の額は、その配当等の額から負債の利子の額を控除した金額となります。

○ 関連法人株式等の判定（基通3-1-7の2 新設）

法人が取得をした他の内国法人の株式等をその計算期間の初日から末日まで引き続き有しているかどうかを判定する場合における当該株式等を取得した日は、例えば、その取得の原因が次に掲げるものであるときには、それぞれ次の日となることを明らかにしています。

- (1) 株式の購入 当該株式の引渡しのあった日
- (2) 合併による被合併法人からの株式の移転（適格合併による一定の移転を除く。） 合併の効力を生ずる日
- (3) 分割による分割法人からの株式の移転（適格分割による一定の移転を除く。） 分割の効力を生ずる日

第2 租税特別措置法通達関係

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（新設）

平成27年度税制改正において、青色申告法人で地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成30年3月31日までの期間（指定期間）内に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けたものが、その認定を受けた日からその翌日以後2年を経過する日までの間に、地方活力向上地域内において、同計画に記載された特定業務施設に該当する一定の建物及びその附属設備並びに構築物（特定建物等）の取得等をして、その法人の事業の用に供した場合には、その取得価額の15%（その計画が移転型計画である場合には25%）の特別償却とその取得価額の4%（その計画が移転型計画である場合には7%）の税額控除（計画の認定を受けた日が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間内である場合には4%は2%、7%は4%となります。）との選択適用ができる制度が創設されました。

なお、本制度の適用対象資産である特定建物等とは、認定地方活力向上地

域特定業務施設整備計画に記載された特定業務施設に該当する建物及びその附属設備並びに構築物で、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円以上（中小企業者にあつては、1,000万円以上）のものをいいます。

○ **中小企業者であるかどうかの判定の時期（措通42の12-2 新設）**

本制度の適用上、法人が中小企業者に該当するかどうかは、特定業務施設に該当する建物及びその附属設備並びに構築物を事業の用に供した日の現況によることを明らかにしています。

○ **圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定（措通42の12-3 新設）**

本制度の取得価額要件の判定に当たり、特定業務施設に該当する建物及びその附属設備並びに構築物が法人税法第42条から第49条までに規定する圧縮記帳制度の適用を受けるものであるときは、圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うことを明らかにしています。

第3 震災特例法通達関係

福島再開投資等準備金（創設）

平成27年度税制改正において、福島復興特措法第25条に規定する認定事業者である法人が、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間（原則3年間）内の日を含む各事業年度において、同法第18条に規定する避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する費用の支出に充てるため、一定の金額以下の金額を損金経理の方法により福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入することができることとされました。

この積み立てた福島再開投資等準備金は、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用を受けた場合にはその適用を受ける減価償却資産の特別償却実施額の合計額に相当する金額を取り崩すほか、積立期間終了の日から2年間据え置いた後3年間で均等額を取り崩して益金の額に算入することとされました。

なお、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日が、避難指示の全てが解除された日等から5年を経過する日後である場合には、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用期限の末日は、その積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日とされています（適用期間の特例）。ただし、この5年を経過する日の翌日以後に取得等をした特定機械装置等については、一定の規模以上のものに限り、適用できることとされました。

○ 圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額（震通18の8-1 新設）

本制度の準備金を積み立てている法人が、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用期間の特例を受ける場合に、その取得等をした特定機械装置等の取得価額の合計額の規模要件（一の設備を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物にあつては1,000万円超のもの、一の設備を構成する機械及び装置にあつては100万円超のもの）の判定に当たっては、一の設備を構成するその機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（又は機械及び装置）が圧縮記帳制度の適用を受けたものであるときは、圧縮記帳後の金額に基づいて判定を行うことを明らかにしています。

第4 個別通達《消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて》関係

リバースチャージ方式による消費税等の課税方式の導入（新設）

平成27年度税制改正において、事業者が平成27年10月1日以後に国内で行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、その役務の提供を受けた国内事業者が、「事業者向け電気通信役務の提供」（特定課税仕入れ）に係る支払対価の額を課税標準として、消費税及び地方消費税の申告・納税を行うリバースチャージ方式による課税方式が導入されました。

○ 特定課税仕入れに係る消費税等の額（5の2 新設）

特定課税仕入れに該当する取引については、取引時において消費税等の額に相当する金銭の受払いがないことから、その取引の都度行う経理処理において当該特定課税仕入れの取引の対価の額と区分すべき消費税等の額はなないことを留意的に明らかにしています。

ただし、法人が特定課税仕入れの取引の対価の額に消費税等が課せられるものとした場合の消費税等の額に相当する額を、例えば、仮受金及び仮払金等としてそれぞれ計上するなど仮勘定を用いて経理処理することとしても差し支えないことを明らかにしています。